

### Ⅲ 農用地土壌汚染対策事業の進捗状況について

#### 1. 農用地土壌汚染対策事業の概要

農用地土壌汚染防止法では、特定有害物質による農用地の土壌汚染を防止又は除去するため、「農用地土壌汚染対策地域」において「農用地土壌汚染対策計画」に基づき対策を進めることとなっております。

#### 2. 対策事業の進捗状況

- (1) 法に定められた特定有害物質が基準値（カドミウム：玄米 1 kg につき 1.0mg、銅：土壌 1 kg につき 125mg、砒素：土壌 1 kg につき 15mg ）以上検出された地域の累計は 134 地域、7,487ha となっております。

これを特定有害物質別にみると、

カドミウム関連地域は	96 地域	6,945ha
銅関連地域は	37 地域	1,405ha
砒素関連地域は	14 地域	391ha

となっております\*。

※ 重複汚染があるため、累計とは一致しない。

- (2) これらの基準値以上の汚染が検出された又はそのおそれが著しい農用地（以下「基準値以上検出等地域」という。）のうち、法に基づく対策地域として指定されたのは、累計で 72 地域、6,577ha であり、未指定の地域は 22 地域、205ha です。

また、指定地域のうち対策計画が既に策定された地域は 70 地域、6,306ha であり、策定中の地域は 4 地域、270ha です。

- (3) 対策計画が策定された 70 地域、6,306ha のうち、これまでに対策事業等が完了した地域は、69 地域、5,839ha であり、そのうち再汚染のおそれがないとして指定が解除された地域は、63 地域、5,559ha となっております。

- (4) 以上のことから、平成 19 年度末時点で、基準値以上検出等地域の面積 7,487ha のうち、対策事業等完了面積は 6,544ha（国庫補助事業等：5,839ha、県単独事業等：705ha）であり、その割合は 87.4 % となります。